

税源移譲に伴う控除

住宅借入金等特別控除

国から地方への税源移譲により、所得税が減額となり、住宅借入金等特別控除額を所得税から引き切れなかった人は申告が

必要です。申告により翌年度の住民税（所得割）から控除することができません。
【対象者】
 平成19年分以降の所得税から住宅借入金等特別控除を受ける方で、平成11年から18年までに入居した人
【手続き】
 「町民税県民税住宅借入金等

特別税額控除申告書」を毎年3月15日（今年は3月16日）までに市町村へ提出してください。所得税の確定申告をしない人は源泉徴収票を添付して平泉町へ提出
【控除対象】
 平成20年度から28年度までの各年度の個人住民税
 ……確定申告書とともに税務署へ提出
 ……所得税の確定申告をする人

申告の日程表

期日	対象	場所
2月10日（火）	肉用牛・乳用牛生産者	役場2階会議室
12日（木）	肉用牛・乳用牛生産者	〃
13日（金）	肉用牛・乳用牛生産者	〃
16日（月）	1・3区	〃
17日（火）	2区	〃
18日（水）	4・5区	〃
19日（木）	6区	〃
20日（金）	7区	〃
23日（月）	8区	〃
24日（火）	9区	〃
25日（水）	10区	〃
26日（木）	11区	〃
27日（金）	12区	〃
3月2日（月）	13区	〃
3日（火）	14区	学習センター
4日（水）	15区	〃
5日（木）	16区	〃
6日（金）	17区	〃
9日（月）	18区	〃
10日（火）	19区	〃
11日（水）	20区	〃
12日（木）	21区	〃
13日（金）	全地区	役場2階会議室
16日（月）	全地区	〃

◎申告相談時間…9：00～11：30、13：00～15：30

申告受付簿の記載時間は8：30～15：30です。皆さんのご協力をお願いします。また農業所得を含めたすべての事業所得の計算方法が収支計算となったため、申告時間が長引くことが予想されます。給与所得で還付申告をする人は、一関税務署で申告した方が待ち時間が少ないです。

新しい景観条例ができました

景観条例の内容・その1「区域図」

昨年12月に開かれた町議会定例会で「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」の4月1日施行が議決されました。名称は現在施行されている景観条例と同じですが、異なる部分もたくさんあります。このコーナーでは4月号まで3回にわたり、条例の内容を分かりやすく説明します。◎問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

区域図

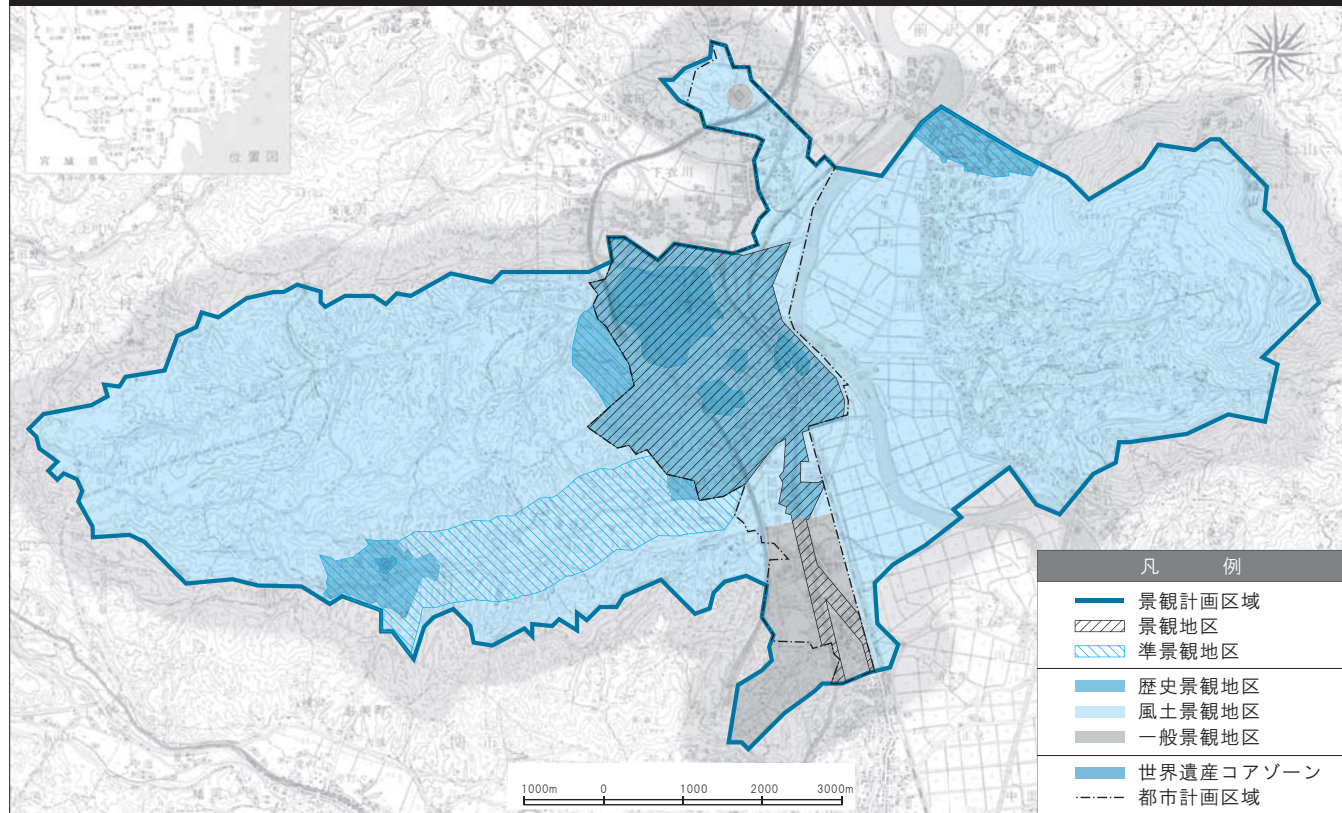
旧条例の区域図は、規制の強い順から歴史景観地区（下図凡例 〇〇）風土景観地区（同 〇〇）一般景観地区（同 〇〇）に分けられていました。それらは新条例においてもほぼ継承されていますが、若干異なる部分があります。それは奥州市の白鳥館遺跡の向かいに当たる14区付近が、歴史景観地区となっている点などです。3地区の規制内容の詳細については次号に掲載しますが、おおよそ旧条例と同じ内容となっています。

新条例の大きな特徴は、さらに斜線部分が設けられ

ている点です。旧条例では、下図凡例 〇〇の部分許可制、これ以外が届け出制でしたが、新条例では、斜線部分はすべてが認定申請制（認定を受けない限り建築などができない地区）となります。斜線以外の部分は、従来通り届け出制です。斜線部分では、再三の是正命令等に従わないときなどに、罰則が科せられる場合もあります。

自宅などがどの区域に入るのかご心配な方、景観条例について詳しく知りたい、あるいはご質問のある方は、建設水道課までご連絡ください。

町景観計画区域図



障害者控除を受けられます

障害者控除

【内容】
 納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障害者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除を受けられます。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
 6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人（介護保険認定者）
 身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人（介護保険認定者）

【手続き】

の人は申告の際に手帳等を持参してください。
 の人は保健センターに申請し、認定書の交付を受ける必要があります。

おむつ代の医療費控除

【内容】

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要ですが、次の対象者については医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除を受けられます。

【確認書の交付対象者】

介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
 初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。

障害者控除、おむつ代の医療費控除の詳しい内容については、保健センターにお問い合わせください。
問い合わせ先
 保健センター ☎46 5571